

令和2年12月1日

給料水準内訳書

特定非営利活動法人宮崎文化本舗就業規則第42条および第43条に定める方法により、次の通り金額を支給する。

(基本給)

役職等に応じて、下表の金額を支給する。

当法人において、基幹的業務を行う職員に適用する基本給

No	役職	基準額	基本給	
			上限	下限
1	事務局長	250,000	300,000	250,000
2	事務局次長	220,000	250,000	220,000
3	事業責任者 施設長	250,000	300,000	250,000
4	課長	200,000	250,000	200,000
5	職員	180,000	200,000	180,000
6	職員	160,000	180,000	160,000

(月額/単位：円)

(職務・職能手当等)

専門職および技術手当として、下表の金額を支給する。

等級	金額
A	100,000
B	70,000
C	50,000
D	20,000

(月額/単位：円)